

平成29年度

下水道整備計画・整備済区域

公共下水道事業にご理解とご協力をお願いします

問合せ 下水道課管理業務係

平成28年度整備済区域

29年4月1日から新たに下水道を使える（供用開始）区域となるのは次のとおりです。

【丁目の全部または一部が対象となる区域】

旭町1～4丁目、荒子町3、5・6丁目、神有町1、3・4丁目、新川町1・2丁目、二本木町1～5丁目、山神町5、8丁目、鷺塚町1、3丁目

平成29年度整備計画区域

西山地区 12.1ha、旭地区 18.7ha、大浜地区 0.9ha

※大浜地区は県道の拡幅事業および区画整理事業に合わせて工事を実施する予定です。

